

# 甲種防火管理再講習の実施案内

## 1 目的

消防法施行令第4条の2の2第1項第1号に掲げる防火対象物の防火管理者に対して、防火管理者として必要な知識を再確認するために甲種防火管理再講習を実施します。

## 2 日時

平成30年10月1日（月）

午前9時20分から午前11時40分

## 3 受付時間

午前9時00分から午前9時20分

## 4 場所

海部東部消防本部 2階講堂

愛知県あま市七宝町遠島十坪119番地1

TEL 直通 052-442-1513（消防本部予防課）

## 5 受講申し込み

平成30年7月2日（月）から平成30年8月31日（金）までに、防火管理再講習受講申込書を海部東部消防本部予防課へ提出してください。なお、防火管理再講習受講申込書には、写真1枚を貼ること。（写真は無帽、無背景で顔写真、縦4cm、横3cmの大ききで裏に氏名を書くこと。）

その際に受講料（テキスト代金）の払込取扱票を渡しますので、必ず申込期間中に指定の機関で振込みしてください。

## 6 受講費用（テキスト代金）

1,350円

## 7 受講科目

防火管理に関する消防法令等の改正概要、火災事例等に基づく防火管理対策とする。

## 8 受講対象者

消防法施行令第4条の2の2第1項1号の防火対象物の防火管理者（特定用途で30人未満、非特定用途で50人未満の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）に対して消防庁長官が定める特定用途で収容人員が300人以上の防火対象物の防火管理者

## 9 定員

40名程度

## 10 修了証の交付

すべての科目を修了した者に交付する。

## 11 講習会の延期

暴風、大雨、洪水等の各警報、東海地震に関する注意情報のいずれかが、講習当日の午前7時30分の時点であま市及び大治町において発令されている場合は、講習会を下記の日程に延期します。詳しくは、海部東部消防本部へ講習当日午前7時30分から午前8時30分までの間に問い合わせてください。

延期の場合の講習日時（延期日）  
平成30年10月2日（火）  
午前9時20分から午前11時40分

## 12 受講上の注意義務

- (1) 遅刻者は、入室禁止とし受講が出来なくなる場合もありますので時間を厳守すること。
- (2) 早退者は、受講時間単位不足となるため甲種防火管理再講習の修了証が受理できなくなるもの
- (3) 欠席されても受講費用は返還しません。  
また、延期となった場合に、受講者側の都合により受講できない場合も同様とします。（受講テキストは返却します。）
- (4) 駐車場は、海部東部消防署職員駐車場（あま市立七宝北中学校北）をご利用ください。

問い合わせ先 海部東部消防本部  
予防課 建築指導係  
電話 052-442-1513(直通)